

法科大学院認証評価

自己評価書

広島大学大学院法務研究科法務専攻

平成25年6月

広島大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	8
第3章	教育方法	23
第4章	成績評価及び修了認定	30
第5章	教育内容等の改善措置	40
第6章	入学者選抜等	43
第7章	学生の支援体制	54
第8章	教員組織	61
第9章	管理運営等	73
第10章	施設、設備及び図書館等	78
第11章	自己点検及び評価等	82

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
広島大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
広島県広島市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
学生数 107 人
教員数 20 人（うち実務家教員 6 人）

2 特徴

広島大学大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月、高い倫理観に支えられ、高度の法的学識・能力を備えた真のリーガル・プロフェッショナルを育むことを目的として、広島大学の独立研究科として設立された。

本研究科は、設立以来一貫してこの目的を達成するため、教育内容について、基礎から応用に至る段階的・発展的なカリキュラムを構築し、確実な積み上げ方式を実践しているほか、一クラス概ね 30 人程度以内の少人数教育を徹底し、できる限り双方向授業を実施して学生に深い理解を得させるよう努めている。また、展開先端科目においては多数の金融関係科目を開講し、ビジネス法務に力点をおいて教育を展開している。さらに、近時、新入学予定者に対して、入学前の段階においてガイダンスを実施しているほか、入学当初の導入教育として、集中的に憲法、民法及び刑法を中心とした法学概論を開講し、新入生がスムーズに法学学習に入ることができるよう配慮するなどしている。

また、学生の学習等を支援するため、学生 1 人に対して教員 2 人をチューターとして配置し、学習のみならず学生生活全般にわたる個別指導体制を整え、適宜、学生の指導に当たるなど、きめ細かい教育を実践している。

その他、発足以来、隨時、自習室の整備、図書の充実、奨学金制度の拡充など、環境の整備に努めた結果、現在においては、相当程度充実した学習環境が整備されるに至っている。さらに、附属リーガル・サービス・センター（以下「LSC」）を設置して、無料法律相談等の活動を行っているが、同センターにおいて学生に法曹実務の一端を体験させることにより、一層充実した教育を実践

できる体制を整えている。

入学者選抜については、適正な競争倍率を確保して優秀な学生の確保に努めている。法学既修者試験においては、1 年次科目の履修免除を受けるに相応しい学力を審査する厳格な筆記試験を実施している。さらに、他分野において顕著な実績を積んだ医師等が法曹界に参入することを容易にするため、いわゆる A.O 入試を行うなど、幅広い人材の確保に努めている。

さらに、進級制度を採用し、必修科目 4 科目以上が不可となった場合には原級留置とするなど、厳格な成績評価を実施しているほか、修了判定においても、修了に必要な単位を修得した者に対して改めて最終試験（口頭試験）を実施し、法曹養成に特化した法科大学院修了に相応しい学力を確認した上で修了させている。

このように充実した教育を実践してきた結果、これまで修了生 311 人のうち 100 人が司法試験に合格し、その多くの者が、広島県及びその周辺において、法曹実務家として活躍しているほか、法曹以外に進路を見出した者も、修得した法律知識を生かして官公庁や企業に進出している。

以上のとおり、本研究科は、高裁所在地である広島市に位置し、地域法曹養成の中核を担う専門職大学院として、確固たる地位を占めるに至っており、今後とも、地域の期待に応え、一層充実した法曹養成教育に資することができるよう不断の努力を重ねたいと考えている。

II 目的

本研究科は、知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念としている。

本研究科は、この理念を実現するために、次のような法律専門家の養成を教育の目的としている。

- 1 法律についての高度な専門的知識を有し、状況に即応できる柔軟な思考力を持ち、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- 2 充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- 3 ビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えることができる、ビジネス法務、取り分け金融の分野に関する高度で幅広い知識を有する法律専門家。
- 4 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

III 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

(1) 理念及び目標

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靭な資質、高度な法的学識・能力及び高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することをその教育上の理念としている。

以上の理念を実現するため、以下のような法律専門家を養成することを目標としている。

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- ② 充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えることができる、ビジネス法務、取り分け金融の分野に関する高度で幅広い知識を有する法律専門家。
- ④ 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

【解釈指針1-1-1-1】

(2) 理念及び目標の周知

本研究科では、以上の理念及び目標について、ホームページで公表しているほか、パンフレット、学生募集要項等においても明記して、周知を図っている。【解釈指針1-1-1-2】

《別添資料1 研究科パンフレット、別添資料2 平成25年度学生募集要項（一般入試）、別添資料3 平成25年度学生募集要項（AO入試）、別添資料4 研究科ホームページ 参照》

基準 1－1－2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1－1－2 に係る状況)

本研究科では、上記のような法律専門家を養成するため、理念に沿った教育を実践し、厳格な成績判定を行っている。その結果、標準年限で修了する者は、下表 1 記載のとおり、入学者の約 6 割に留まっているが、修了した者は、少なくとも 5 年以内に司法試験に合格できる水準に達しているものと考えている。【解釈指針 1－1－2－1】

表 1 入学者・修了者数

(単位：人、%)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
入学者数	61	56	58	62	54	58	44	44	29	466
修了者数	47	49	48	52	41	36	29	9	—	311
うち標準年限	(31)	(34)	(38)	(38)	(35)	(27)	(29)	(9)	(—)	(241)
未修了者数	14	7	10	10	13	22	15	35	—	155
うち退学	(13)	(6)	(9)	(9)	(10)	(15)	(3)	(2)	(2)	(69)
修了率	77.0	87.5	82.8	83.9	75.9	62.1	65.9	60.0	—	76.2
うち標準年限	(50.8)	(60.7)	(65.5)	(61.3)	(64.8)	(46.6)	(65.9)	(60.0)	(—)	(59.1)

修了生は、下表 2 ないし同 4 記載のとおり、これまで毎年 10 数人程度が司法試験に合格し、平成 24 年までにその累計数が 100 人（うち、1 人は旧司法試験合格者）に達している。合格者の大半が弁護士として活動し、かつその過半数は広島弁護士会または中国地方の各弁護士会に所属して地域法曹としての役割を果たしている。そのほか、司法書士等の法律専門職や県庁、市役所、地元銀行等の法務部門等に就職する者も少なくない。

表2 司法試験合格者数・合格率

(単位：人、%)

年度		18	19	20年	21年	22年	23年	24年
広島大学	志願者数	12	44	70	95	104	116	126
	受験予定者	12	38	62	94	97	109	115
	受験者数	12	32	52	84	77	80	91
	短答合格者 (合格率)	11 (91.7)	28 (87.5)	39 (75.0)	50 (59.5)	53 (68.8)	52 (65.0)	55 (60.4)
	最終合格者 (合格率)	3 (25.0)	11 (34.4)	19 (36.5)	21 (25.0)	16 (20.8)	10 (12.5)	19 (20.9)
	志願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265
全国	受験予定者	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,687	11,100
	受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,387
	短答合格者 (合格率)	1,684 (80.5)	3,479 (75.5)	4,654 (74.3)	5,055 (68.4)	5,773 (64.8)	5,654 (58.4)	5,339 (63.7)
	最終合格者 (合格率)	1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.0)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	2,102 (25.1)

表3 司法試験累計合格者数等

	修了者 数	累計受験者数	最終合格者数							累計合格者数 (修了者合格率)	(受験者 合格率)	受験資格喪失 者数(全国)
			18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年			
17年度	12	12	3	5	1	0	0	—	—	9 (75.0)	(75.0)	3 (429)
18年度	29	29	—	6	7	2	0	1	—	16 (55.2)	(55.2)	8 (1,325)
19年度	41※1	38	—	—	11	11	0	0	2	24 (58.5)	(63.2)	9 (1,510)
20年度	52	51	—	—	—	8	7	1	1	17 (32.7)	(33.3)	16 (807)
21年度	46	43	—	—	—	—	9	5	6	20 (43.5)	(46.5)	6 (443)
22年度	44	39	—	—	—	—	—	3	5	8 (18.2)	(20.5)	0 (19)
23年度	36	31	—	—	—	—	—	—	5	5 (13.2)	(16.1)	0 (0)
24年度	51	n.a.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	311	243	3	11	19	21	16	10	19	99 (38.1)	(40.7)	42 (4,533)

表4 修了生の進路（24年度末）

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち法務研修生
311	100*	19	81 弁護士 77 (広島弁護士会 49) (企業内 4(銀行 2, 中国電力, 製造業)) 裁判官 1 検察官 1 その他 2	35 司法書士 3 裁判所事務官 3 広島県庁 1 広島市役所 6 ほか	129	81

* うち1人は旧司法試験合格

《別添資料（様式2）学生数の状況、別添資料1 研究科パンフレット 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

ア 地域の法律専門家としての修了生の活躍

本研究科を修了した学生は、相当数が司法試験合格及び司法修習を経て、多くは弁護士資格を得て、地元である中国地区を中心に法律事務所、企業などで活躍している。また、法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員あるいは民間企業の法務部門を支える人材として、法科大学院で習得した法的能力を十分に活かして、各方面における法的サービスの充実に貢献している者が少なくない。

これは、本研究科が厳格な修了認定を行うことによって、研究科の理念・目標に忠実に、柔軟な思考力と適格な実践的能力を有する法律専門家を養成してきたことによる成果である。

イ 修了後の進路を考えるための法務セミナー等の開催

本研究科では、地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生（司法試験の合格の有無を問わない）の進路の開拓に努めている。また、在学生および修了生を対象とするセミナーを開催して、本学修了生が在学中に修得した法的知識及び能力をどのように活かして法律専門家として実社会で活躍しているかを知ることにより、修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

これらは、社会各層の要請に応えることができる法律専門家の養成という本研究科の目標を達成するために大いに役立っている。

(2) 課題等

教育目標に応じた教育を実施しており、相応の成果を上げているが、司法試験合格率が常に全国平均を超えていたとは言えない実情に照らし、一層の努力が必要であると認識している。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 総論

本研究科は、法科大学院の教育が専門的職業人である法曹実務家の育成プロセスであることを十分意識し、学部教育と明確に一線を画した教育課程を編成している。すなわち、1年次において法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付け、2年次において、具体的設例や重要判例に基づいて1年次に身に付けた知識を適用して問題を解決するための法的論理を構築する能力を習得するとともに、法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付け、さらに3年次において、発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得することができるよう、理論と実務を架橋する段階的な積み上げ方式によってカリキュラムを編成している。【解釈指針2-1-1-1】

(2) 1年次配当科目について

1年次に配当している法律基本科目15科目はすべて必修科目である。各科目では、法律の構成に拘泥することなく、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。

法学未修者1年次の新入生が法律学習をスムーズに始めることができるように、平成24年度新入生から、2月ごろに入学前ガイダンスを実施しているほか、平成21年度から、新年度の開始直前の2日間、プレ・チュートリアルを実施して法律学習の方法など必要な基本知識を提供している（いずれも任意参加）。

また、1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、平成21年度に法律学習の導入科目として法学概論（平成20年度まで隣接・基礎科目として開講されていた「法システム概論」を、上記の目的に適合する内容に再編）を新設し、その前半を講義開始直後の1週間に集中的に実施して、「法律」「訴訟」「判例」などすべての法律基本科目に共通する概念や制度の基本を学んでから各科目の学習に入ることができるよう、講義日程を工夫している。

さらに、平成22年度には実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の修得を目的とする「基礎演習」を新設した。

(3) 2年次配当科目について

2年次配当の法律基本科目では、1年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、各科目においてより高度の法的思考を発展させ、自己の見解を適切に表現するための能

力を養うこと目標としている。

実務基礎科目のうち法曹倫理については、2年次前期配当の必修科目「法曹倫理1」に加え、後期に選択科目として「法曹倫理2」を開講し、実務家法曹としての倫理上の問題につき、より発展的な事例を検討させている。また3年次前期に開講される（民事）（刑事）模擬裁判や、春季休暇中に実施されるエクスター・シップに対応できるよう、2年次後期に民事訴訟実務基礎を開講し、要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法を学ばせている。

2年次には、法学の素養がある学生がその思考をより豊かにさせ、またビジネス法の世界に踏み込んでいく土台を与えるために、一連の基礎法学・隣接科目を開講し、また、法律基本科目の学習によって得た専門的な法知識を発展させつつ、問題解決型思考の応用能力を展開させるために、展開・先端科目として消費者法、労働法1、国際私法・取引法、金融システム法等を配置している。

なお、個々の学生の単位修得計画に柔軟に対応できるように、2年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を3年次になって選択することも認めている。

（4）3年次配当科目について

3年次は、2年次までに得た法令・判例に関する体系的知識と論理的思考力を前提に、実務で必要とされる事例の解析と問題解決のための学力を習得する一連の法律基本科目と実務基礎科目が配されている。3年次配当の法律基本科目はすべて高度の演習科目であり、特に後期に開講される演習科目はすべて法律実務家が参加して、実務的な課題解決のための法的思考力を養うことを目的としている。

前期に配当されている実務基礎科目の模擬裁判、ローヤリング、刑事訴訟実務基礎、法文書作成はいずれも実務経験豊富な専任教員及びみなし専任教員によって担当され、訴訟実務の基礎を学生に提供している。

さらに、金融法、国際私法演習、倒産処理法1・2、税法、労働法2、知的財産法1・2などビジネス法を中心に、多様な展開・先端科目を提供している。【解釈指針2-1-1-2】

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成:平成24年度】

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
法学概論 民法1・2 民法5 会社法1	基礎演習* 民法3 民法4 会社法2 民事訴訟法	民事法2 民事法3 商事法1 民事手続法1	民事法1 民事法4 商事法2 民事手続法2 民事訴訟実務基礎	民法演習	民事法総合演習 商事法演習
刑法1	刑法2 刑事訴訟法	刑事実体法 刑事手続法	刑事演習1－4	刑事訴訟実務基礎	刑法総合演習
憲法1	憲法2	憲法演習 行政法1	行政法2		公法総合演習
		法曹倫理1	法曹倫理2	民刑事模擬裁判 法文書作成 ローヤリング	

太字 必修科目

* 基礎演習は、1部を前期に開講

3年次集中 リーガル・クリニック(夏季集中)

エクスターンシップ(春季集中)

《別添資料(様式1) 開設授業科目一覧、別添資料1 研究科パンフレット、
 別添資料5 平成24年度及び25年度授業科目シラバス、
 別添資料6 広島大学法学部パンフレット、別添資料7 入学前ガイダンスの配付資料
 別添資料8 プレチュートリアルの配付資料、
 別添資料11 平成24年度及び25年度授業時間割 参照》

基準2－1－2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2－1－2に係る状況)

(1) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に属する37科目(学生は34科目が履修可能)が毎年開講されている。1年次配当の法律基本科目15科目はすべて必修科目であり、2年次配当の法律基本科目は必修13科目、選択1科目である(選択科目である刑事演習1ないし4は、学年を4クラスに分けて同一時間に開講するので、学生が実際に履修できるのは1科目2単位に限られる)。3年次配当の法律基本科目5科目は、演習科目(必修3科目、選択2科目)として、各基本分野における発展的・応用的な問題を扱う。【解釈指針2－1－2－1】

(2) 法律実務基礎科目

2年次の必修科目として、法曹倫理1、民事訴訟実務基礎の2科目、3年次の必修科目として、民刑事模擬裁判(民事又は刑事いずれかを選択)、法文書作成、刑事訴訟実務基礎の3科目、選択必修科目としてリーガル・クリニック(夏季集中開講)及びエクステーンシップ(春季集中開講)、さらに選択科目として法曹倫理2、ローヤリングの2科目が開講されている。いずれも、主として実務家教員が担当し、法律実務に関する基礎的技能と責任感を身に付けることに重点が置かれている。【解釈指針2－1－2－2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学科目として、法的思考法、レトリック理論、法理学を開設するほか、隣接科目として、金融論、外国法(英米)、政治学・社会学(それぞれ隔年開講)を開設し、法学に対する本質的理解を深めるとともに、広く社会に対する思索を深めさせるように努めている。【解釈指針2－1－2－3】

(4) 展開・先端科目

応用的、先端的な法領域に属する科目として、税法、環境法演習、少年法を開講しているほか、ビジネス関係法を重視しており、不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法、倒産処理法1・2、知的財産法1・2、消費者法、労働法1・2、国

際私法・取引法などに加え、金融関係の科目（金融システム法、金融取引法、企業金融法、先端金融法、金融商品取引法）を開講している。【解釈指針2-1-2-4】
《別添資料（様式1）開設授業科目一覧、別添資料1 研究科パンフレット、
別添資料5 平成25年度授業科目シラバス、別添資料11 平成25年度授業時間割
参照》

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2－1－3 に係る状況)

上記基準 2－1－2 に係る状況で説明した通りであり、各授業科目は、適切な科目区分に従って開設されている。【解釈指針 2－1－3－1】

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧、別添資料 1 研究科パンフレット、

別添資料 5 平成 24 年度及び 25 年度授業科目シラバス、

別添資料 11 平成 24 年度及び 25 年度授業時間割 参照》

基準2－1－4：重点基準

基準2－1－2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適當と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2－1－4に係る状況)

(1) 法律基本科目

法律基本科目は68単位(必修62単位、選択6単位)開設されており、その内訳は、公法系科目12単位(憲法1・2(以上1年次開講)、憲法演習、行政法1・2(以上2年次開講)、公法総合演習(3年次開講))、民事系科目38単位(民法1～5、会社法1・2、民事訴訟法(以上1年次開講)、民事法1～4、商事法1・2、民事手続法1・2(以上2年次開講)、民法演習、民事法総合演習、商事法演習(以上3年次開講))、及び刑事系科目14単位(刑法1・2、刑事訴訟法(以上1年次開講)、刑事実体法、刑事演習、刑事手続法(以上2年次開講)、刑事法総合演習(3年次開講))である。このほか、1年次の法律基本科目学習のための導入科目が4単位(法学概論、基礎演習)開設されている。

1年次に開設される法律基本科目はすべて必修科目であり、法律基本分野に関する体系的知識を確実に習得させるようにしている。2年次にも、公法、民事法、刑事法のすべての分野について実体法及び訴訟法を必修科目として計26単位開設するほか、さらに選択科目として刑事演習(2単位)を開設し、1年次に身に付けた知識を適用して問題を解決するための法的論理を構築する能力を習得させるようにしている。

3年次には、2年次までに学習した各基本法分野に関する知識をもとに、事例の解析と問題解決を行う総合的な運用能力を習得するための演習科目が各基本法律分野について計10単位(必修6単位、選択4単位)開設されている。

学年配当のあり方については、学生の段階的履修に資するよう絶えず見直しを行っている。平成24年度には、既修新入生を含む2年次生の公法及び民事訴訟法の教育の充実を図るため、従来1年次に3科目6単位を配当していた憲法について、1年次2科目4単位配当とし、代わりに2年次の憲法演習を新設した。また民事訴訟法についても、従来1年次に2科目4単位を配当していたものを1科目2単位とした上で、2年次の民事手続法を1科目2単位から2科目4単位とした。

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、法曹倫理1、法文書作成、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、模擬裁判の5科目9単位が必修であり、さらに選択科目として法曹倫理2及びローヤリングを開設している。上記各科目は2年次前期から3年次前期に順次開講され、いずれも実務経験豊富な実務家教員が中心となって担当している。

エクスターントリーガル・クリニックは選択必修(1単位)であり、前者は3年次冒頭の春季に、後者は夏季に集中実施している。エクスターントリーガル・クリニックについては、広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣しており、またリーガル・クリニックについては教員の立会いの下、学生が実際の法律相談を実施している。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は2科目4単位が選択必修であり、弁論の基礎を学ぶレトリック論を1年次後期に配当しているほか法的思考法、法理学、外国法（英米）、政治学・社会学（いずれかを隔年開講）、金融論の5科目を2年次に配当、法理学1科目を3年次に配当している。1年次及び2年次配当の5科目は3年次において履修することもできる。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目は、24科目46単位が毎年開設されており、学生は全体で24単位以上の選択科目の中で、必ず12単位以上を修得することとしている。展開・選択科目は、主として3年次に配当されているが、段階的な履修が必要な科目については、2年次に一部を配当している。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧、別添資料1 研究科パンフレット、

別添資料5 平成25年度授業科目シラバス、別添資料11 平成25年度授業時間割
参照》

基準2－1－5：重点基準

基準2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができます。

（1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2－1－5に係る状況）

開設している法律基本科目の単位数は合計68単位であるが、その内訳は以下の通りである。

（1）公法系科目 12単位（必修12単位）

必修科目として、憲法1・2、憲法演習、行政法1・2、公法総合演習（各2単位）

（2）民事系科目 38単位（必修34単位・選択4単位）

必修科目として、民法1～5、会社法1・2、民事訴訟法、民事法1～4、商事法1・2、民事手続法1・2、民事法総合演習（各2単位）のほか、選択科目として民法演習、商事法演習（各2単位）

（3）刑事系科目 14単位（必修12単位・選択2単位）

必修科目として、刑法1・2、刑事訴訟法、刑事実体法、刑事手続法、刑法総合演習（各2単位）のほか、選択科目として刑事演習（2単位）

（4）1年次に開設される各系の横断的必修科目 4単位

1年次に学ぶ各法律基本分野に関する導入教育と、法的思考の初步を学ぶため、平成21年度から法学概論、平成22年度から基礎演習（各2単位）を追加した。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧、別添資料1 研究科パンフレット

別添資料5 平成24年度及び25年度授業科目シラバス、

別添資料11 平成24年度及び25年度授業時間割 参照》

基準2－1－6：重点基準

- (1) 基準2－1－2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
 - (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
 - ア 模擬裁判
 - (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
 - (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
 - (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
 - (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
 - (行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的问题、技術的问题が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
 - (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
 - (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
 - ア 法情報調査
 - (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目は9科目14単位であるが、その内訳は以下の通りである。各授業の実施については、関係教員の事情に応じて、研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当する科目と授業内容について打合せを共同で行う科目とがある。【解釈指針2-1-6-1】

(1) 法曹倫理及び民・刑事実務基礎科目(必修6単位、選択2単位)

必修科目である法曹倫理1(2単位)において、法曹三者のそれぞれの立場での倫理について講義するほか、選択科目である法曹倫理2(2単位)においてより発展的な事例を扱う。

民事訴訟実務基礎(必修2単位)は、要件事実の考え方及び主張整理・事実認定の方法を内容とする。刑事訴訟実務基礎(必修2単位)は、刑事実務における事実認定の基礎を中心として実務上の問題点を取り扱う。

なお、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎においても、法曹倫理に留意して教育している。

(2) 法曹としての技能等を修得させるための科目(必修及び選択必修4単位、選択1単位)

必修科目として、民事刑事模擬裁判(民事又は刑事いずれかを選択必修:1単位)、エクスターングループ及びリーガル・クリニック(選択必修:1単位)、訴訟関係文書や契約などの各種法文書の作成技能について学ぶ法文書作成(必修2単位)を開講している。このほか、選択科目として、ローヤリング(1単位)を開講している。

なお、研究科附属のLSCでは、毎週、市民の無料法律相談を実施しており、依頼者の同意があれば、学生も同席し担当弁護士とともに相談業務に関わることによって、授業外にも「リーガル・クリニック」の機会が与えられているほか、「リーガル・クリニック」の授業に先立ちロール・モデルを使った研修が行われている。

(3) 法情報調査、法文書作成

法情報調査については、法学概論の中で2時間、法曹倫理1において1時間、判例・法令・学説等の調査方法について、具体的に指導している。法学概論で提供している法情報調査に関する授業については、既修新入生が聴講できる時間帯に実施し、全員が聴講するように指導している。法文書作成については、前述の通り必修としている。

《別添資料(様式1)開設授業科目一覧、別添資料1 研究科パンフレット、

別添資料5 平成25年度授業科目シラバス、別添資料7 入学ガイダンスの配付資料、

別添資料9 法情報調査及び法文書作成の教育内容について指導が行われていることが把握できる資料、別添資料11 平成25年度授業時間割、

別添資料12 リーガル・サービス・センター法律相談聴講・模擬相談実績 参照》

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7 に係る状況）

基礎法学・隣接科目については、法的思考法、レトリック論、法理学、外国法（英米法）、政治学・社会学（いずれかを隔年開講）、金融論の6科目を毎年開講し、2科目4単位を選択必修としている。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧、

別添資料5 平成24年度及び25年度授業科目シラバス 参照》

基準 2－1－8：重点基準

基準 2－1－2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－8 に係る状況）

展開・先端科目は、全体で 24 単位以上の選択科目の中で、12 単位以上を選択必修としている。

本研究科の特色としている金融関連科目として金融取引法、企業金融法、金融商品取引法、金融システム法、先端金融法のほか、ビジネス法実務において重要度の高い国際私法・取引法、不動産登記法、債権回収法、知的財産法 1・2、倒産処理法 1・2、労働法 1・2、民事執行保全法、税法などの科目を開講している。さらに、学生がその関心に応じて各種の分野について基礎的な理解を得られるよう、消費者法、少年法、社会保障法などの科目を開設している。

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧、

別添資料 5 平成 24 年度及び 25 年度授業科目シラバス 参照》

基準 2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2－1－9 に係る状況)

大学設置基準 21 条ないし 23 条の規定に従って、15 時間で 1 単位とし、100 分間の授業を 15 回行って 2 単位とする計算方法を採用している。

授業時間は、1 日 4 コマ制とし、9 時 30 分から 11 時 10 分まで、11 時 20 分から 13 時まで、13 時 50 分から 15 時 30 分まで、15 時 40 分から 17 時 20 分までとしている。

授業時間の確保については、必ず 15 回の授業を実施することとし、中間試験及び期末試験については、別途試験期間を設けて、授業時間外で実施している。また、休講については、必ず補講を行うこととし、授業時間を確保している。

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧、

別添資料 5 平成 24 年度及び 25 年度授業科目シラバス、

別添資料 10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）、

別添資料 11 平成 25 年度授業時間割、別添資料 13 学期予定表、

別添資料 14 休講・補講一覧 参照 》

2 特長及び課題等

(1) 特長

ア 法律基本科目における段階的教育

法律基本科目の各分野について、段階的履修を充分に意識して、1年次での理論的基礎固めから2年次での問題解決型思考へと繋げる2年間の段階的教育を行っている。

イ 研究者教員と実務家教員との間の緊密な連携

法律実務基礎科目はもちろん、法律基本科目の一部についても、研究者教員と実務家教員との緊密な連携のもとに授業を実施しており、学生の法実務能力を向上させている。

ウ 金融・ビジネスに関連する多様な展開・先端科目

本研究科の特色としている金融・ビジネスに強い法曹を育成するために、金融関連をはじめとするビジネス関連の展開・先端科目を多数開設している。

(2) 課題等

上記のように、展開・先端科目については、多様な科目を提供しているが、司法試験の選択科目をすべて開設することまではできず、国際関係法（公法系）及び経済法については、講師を確保できていない。これらについては、学生の履修希望をも参考にして開講の要否を検討したい。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準 3-1-1

法科大学院においては、少人数による双向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3-1-1 に係る状況)

平成 22 年度に入学定員を 60 人から 48 人に削減したため、必修科目については、再履修者や復学者を含めても、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、概ね 40 人から 50 人程度である。選択科目については、受講者の多い科目で 40 人前後である。【解釈指針 3-1-1-1】【解釈指針 3-1-1-2】

当研究科では、他の研究科の学生または科目等履修生の受講を認めており、受講者に余裕がある場合に限定しており、必修科目については原則として受講を認めていない。【解釈指針 3-1-1-3】

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧

別添資料 10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）

別添資料 15 広島大学科目等履修生規則 参照》

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3－1－2 に係る状況)

平成 24 年度開設の法律基本科目の中で、刑事法総合演習の受講登録者は 66 人であった。民事法総合演習は受講登録者が 58 人であった。これは平成 21 年度までは入学定員が 60 人であり、かつ再履修者や復学者が含まれるためである（ただし、刑事法総合演習は複数クラス制を採用しているため、同時に授業を行う学生数は 30 人以下である。）。しかし、上記のように入学定員が平成 22 年度から 48 人に減少しているため、今後はすべての法律基本科目において、再履修者を含めても、同時に授業を行う学生は 40 人ないし 50 人程度にとどまる。【解釈指針 3－1－2－1】

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧、
別添資料 16 授業科目別受講者数一覧 参照》

3－2 授業の方法

基準3－2－1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3－2－1に係る状況)

(1) 授業科目の特性に応じた方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生相互間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、以下のとおり、授業科目の特性に相応しい授業方法を採用している。【解釈指針3－2－1－1】【解釈指針3－2－1－2】

1年次科目においては、専門的な知識を確実に習得することを重視しているため、講義形式の授業方法も部分的に採用している。他方で、自ら考え、学ぶ姿勢を獲得し、また問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めるためには、教員との質疑が重要であり、1年次においても双方向授業が重要な意味を有していると考え実践している。【解釈指針3－2－1－4】

2年次科目においては、具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うために、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

3年次科目においては、複雑な事案について、受講生が自ら事実に即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。演習科目においては、①事前に課題を示して授業で解決案の構成メモを書かせる、②講義分野のみを示し、課題は授業の場で初めて示して構成メモを書かせる、③分野を事前に一切示さず、その場で課題を呈示して構成メモを書かせる、④授業での検討の後、最終の解答答案をレポートとして義務付ける、あるいは任意の提出を奨励するなどの方法により、事例の分析能力や法の適用能力の習得を目指すとともに、法的な論理を組み立てる機会を確保している。【解釈指針3－2－1－3】

演習科目では教員と学生、学生同士の討論を重視するため、刑事法総合演習、公法総合演習で少人数の複数クラス制を採用しており、民事法総合演習でも複数クラス制の採用が可能か、検討を進めている。

リーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいては、事前のガイダンスで受講

生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させ、エクスターント・シップ協力弁護士や受入機関責任者との緊密な連携の下で指導監督を徹底している。受講後には受講生に総括レポートを提出させるとともに、エクスターント・シップ受入責任者及びリーガル・クリニック立合教員が個々の学生について成績評価書を提出することにより、授業の成果を検証するなど、授業全体の適切な管理運営を確保している。成績評価については、上記成績評価書のほか、学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績を判定することとしている。

なお、入学生全員について、新入生ガイダンスの際に、個人情報等の秘密保持に関する誓約書を提出させている。また、エクスターント・シップに参加した学生が研修先から報酬を受け取ることは厳に禁じており、協力弁護士への説明会及び学生への説明会においてその旨を徹底している。【解釈指針3-2-1-5】

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

年間授業計画については、年度当初のガイダンスにおいて周知しているほか、修正・変更があれば、その都度、法科大学院教育研究支援システム（以下「TKCシステム」）を通じて周知している。

各授業の授業内容、授業の進め方、成績評価の基準、授業計画については、年度当初に学生全員に年度のシラバスを配付して周知しているほか、それぞれの授業において、TKCシステムを通じて詳細に告知している。【解釈指針3-2-1-6】

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。

シラバスにおいて、各科目に相応しい適切な教科書や補助教材が指示されている。さらに、それぞれの授業において、TKCシステムや配付資料を通じて、各回毎に予習課題を示すほか、授業の際に、または授業実施後に適時復習課題を示すことによって、受講学生に授業の予習・復習を行うよう指示している。

学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保しており、さらにTKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手できるようになっている。また、図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等が整備されている。【解釈指針3-2-1-6】

(4) 集中講義の実施における配慮

集中講義は、平成24年度において2科目を実施し、平成25年度は1科目の実施を予定している。いずれも夏季休暇中に実施し、資料の事前配布を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。【解釈指針3-2-1-7】

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧、

別添資料5 平成24年度及び25年度授業科目シラバス、

別添資料11 平成24年度及び25年度授業時間割表、

別添資料17 リーガルクリニックガイダンス資料、

別添資料18 エクスターント・シップガイダンス資料、別添資料19 秘密保持誓約書、

- 別添資料 20 予習課題、別添資料 21 集中講義日程表、
別添資料 22 オフィスアワー一覧、別添資料 23 施設内訳表、
別添資料 24 東千田キャンパス構内配置図、別添資料 25 図書館利用案内 2013、
別添資料 26 東千田図書館の図書資料リスト、
別添資料 27 東千田図書館設備機器一覧 参照》

3－3 履修科目登録単位数の上限

基準3－3－1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3－3－1に係る状況)

学生が1年間に履修科目として登録することができる上限につき、1年次は36単位、2年次は36単位、3年次は44単位と定めている。

必修科目の単位を所定の学年で修得できない場合には、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めないが、未修得単位が6単位以内の場合には、仮進級を認めている。2年に仮進級した者が履修する科目の単位については、4単位を限度として履修登録単位数に算入しないこととしている。【解釈指針3－3－1－1】【解釈指針3－3－1－2】【解釈指針3－3－1－3】

なお、3年を超える履修年限は定めていない。【解釈指針3－3－1－4】

《別添資料10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）》

《別添資料10 学生便覧 p38～p53（広島大学大学院規則） 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

平成22年度の定員の削減により、それぞれの授業を行う学生数は、適正な人数に保たれている。授業方法においても、個々の学生の理解と思索を深めるための配慮がなされている。

学生に対して、授業について生じた疑問を遠慮なく教員に質問することを奨励する姿勢を徹底しており、教員が授業終了後に30分以上も教室で学生の質問に答えていることもある。全教員のオフィスアワーが開示されており、学生は授業、または自学自習の際に生じた疑問をオフィスアワー、あるいは教員に時間的余裕のある限り、オフィスアワー以外でも研究室を訪れて質問している。メールによる質疑応答も盛んに行われている。

(2) 課題等

共通的到達目標が平成22年に公表されたことを承けて、本研究科においても、各授業の上記目標との対応関係を確認し、各授業それぞれについて、上記目標に示された各項目のうち授業中に取り扱う部分、自主的学習に委ねる部分を区分し、各授業のレジュメ等にこれを反映させて、TKCその他の方法を通じて受講者に周知するなどしている。

上記の作業を通じて、各学年で開講される同一分野に属する法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法）において、また1年次法律基本科目と2年次法律基本科目との間において、有機的な関連性をより一層密にする取組みを充実させることを目指している。

1年次科目において、自ら考える態度を養成するための双方向性授業の実施と、体系的な知識を確実に習得するための講義形式の採用との間のバランスをどの程度のものとするかについては、教員による1年次科目の集中的な授業参観を実施した上で平成24年度後期を通じてFDで討議してきた。現時点で明確な結論が出ているわけではないが、2年次科目における双方向授業の在り方も含めて、今後検討を進めていきたい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価基準の設定と周知

授業科目の成績は、試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮して判断することとしている。成績は、秀（きわめて優秀）、優（優秀）、良（望ましい水準に達している）、可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するためには一層の努力を要する）及び不可（一応の水準に達していない）の標語をもってし、前四者を合格、不可を不合格としている（法務研究科細則第8条2項）。各授業科目において履修者に求められる達成度については、シラバスに記載し、授業の冒頭などで担当教員が説明している。また、各授業科目の到達目標については、共通的な到達目標モデル第2次案を踏まえ、毎回の授業のレジュメ等において学生に対して明示している。成績評価の考慮要素については、できるだけ標準化するよう努めているが、科目の特性に配慮することも必要であり、画一的に定めることは必ずしも相当でない面もある。そこで、各授業科目において、中間・期末の筆記試験、レポート、小テスト、授業中の質疑応答等の諸要素につき、重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示することとし、学生に周知している。

1年次においては体系的な法律知識と法的思考力、2年次においてはより応用的な法の適用能力と法的論述能力、3年次においては総合的な事例の解析能力と問題解決のための法的論述能力を重視し、各学年における成績評価に反映させるように努めている。

各授業科目のシラバスにおいて、授業の目標を明記した上、共通的な到達目標をも踏まえて、原則として絶対評価方式を探っており、授業の目標がどの程度達成されているかを適正に評価するようにしている。

【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】

(2) 成績評価の基準に従って評価していることを確保する措置

各学期末試験終了後に開催する成績判定会議において、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正することとしている。このような検討を経ることによって、成績評価に関する各教員間の共通認識を深めるように努めている。【解釈指針4-1-1-3】

(3) 成績評価の結果等の告知

本研究科では、教員2人を単位グループとして学生全員をいずれかのグループに所属させ、学業のほか生活指導全般の相談に応じる制度（チューター制度）を採用している。各学期末に開催される学生とチューターとの個人面談において、各科目の成績評価のほか、評価平均点（GPA）、科目毎の成績分布に関するデータ等を告知し、併せて今後の成績向上に向けた指導を実施している。【解釈指針4-1-1-3】【解釈指針4-1-1-4】

(4) 期末試験の実施方法等

期末試験は、一定の期間に実施するものとしているほか、期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生が十分な準備をして試験に臨めるように配慮している。期末試験は、原則として当該教員が監督し実施している。法律基本科目の試験は、六法全書のみを参照可能とする方式によっている。また、期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

法律基本科目の試験については、原則として、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議・検討した上で出題することとしている。

期末試験の終了後、各担当教員から試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針について、TKCを通じて学生に公表している。

(5) 再試験及び追試験の実施

1年次前期の必修科目については、合格点に達しなかった者に対して再試験の機会を与えており、それ以外については、再試験は行っていない。1年次前期については、法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、初回受験となる場合に限って特例を設けたものである。再試験の前には、事前に補習授業を実施するなどして勉学の援助を行っているが、再試験それ自体については、期末試験と同じく厳正な成績評価を行っており、また、その成績評価は、合格ラインを超えた者について一律に可としている（したがって、優良な成績であっても優、良とすることはない。）。

追試験は、病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、当該科目の期末試験終了後所定の期限内に申出があり、相当であると認められる場合に限って実施している。

再試験・追試験のいずれにおいても、期末試験の内容との重複など、特定の学生に不当な利益・不利益が生じないように、試験内容等に十分配慮するよう申し合わせている。

【解釈指針4-1-1-5】

(6) 単位認定に関する異議申立制度

本研究科では、従来から、成績評価及び単位認定に関する疑義照会制度及び異議申立制度を設けて、成績評価及び単位認定の厳格化に努めてきた。前者は、当該科目の担当教員に対して、所定の書式により成績評価に対する疑義を照会し、これに対して、当該教員が所定の書式により回答することによって、疑義を解消しようとするものである。

後者は、単位認定に対する不服がある場合に、理由を付して異議を申し立て、これに対して、当該教員を除く複数教員からなる検証チームを設けて慎重な検証を行い、異議を正当と認める場合には教授会の議を経て改めて単位を認定するものである。

しかし、疑義照会制度については、担当教員と直接面談することなどを通じて疑義の多くが解消されていること、学生の理解と納得を得るために、書面による制度的な回答よりも直接面談による質疑応答の方が一層効果的であることなどの実情が明らかとなってきたため、平成23年度から廃止した。

したがって、現在では、成績評価についての疑義は、担当教員への問合せと質疑応答によって解消することとし、それでも解消しない場合についてのみ、学生の単位認定に関する異議申立制度に基づいて検証を行う方式によっている。

《別添資料5 平成24年度及び平成25年度授業科目シラバス、

別添資料10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）、

別添資料10 学生便覧 p95（成績評価等に関する異議申立制度について）、

別添資料28 チューター面談時交付成績表、

別添資料29 成績分布データ、別添資料30 追試験に関する申し合わせ 参照》

基準 4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

必修科目的単位を所定の学年において修得できない学生については、原則として、進級を認めず次学年の配当科目の履修を認めない制度を採用している。ただし、未修得単位が 6 単位以内の場合には、例外として次学年の配当科目の履修を認める仮進級制度を設けている。原級留置となった者については、未修得単位科目のみの再履修を求めるとして（任意に既に単位を修得した科目を再度聴講することを妨げない）、再履修科目の成績評価においては、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。以上の制度は、学生便覧に記載して学生に周知するとともに、面談等において対象学生に確認している。【解釈指針 4－1－2－1】【解釈指針 4－1－2－3】

G P A を進級要件とするか否かについては、検討の結果、採用を見送っている。当研究科では、「可」・「不可」の評価を厳格に実施している以上、G P A を進級要件として、すべての科目に「可」の評価を受けた者を進級させないことに合理性があるとは思われない。そのため、敢えて G P A を進級要件とはしないこととしたものである。なお、学生に成績を告知する際には、G P A を併せて告知し、学習指導等の面で活用している。【解釈指針 4－1－2－2】

《別添資料 10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）

別添資料 10 学生便覧 p87～p88（学業に関する評価の取扱いについて） 参照》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位

工 法律実務基礎科目	10単位
才 基礎法学・隣接科目	4単位
力 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了認定の要件

本研究科を修了するためには、3年標準型については、合計100単位以上を、また、2年短縮型（法学既修者）については、70単位以上を修得した上、最終試験に合格することを要件としている。なお、大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち、本研究科が適当と認めるものについては、4単位まで修了要件単位に含めることができるとしているが、これまでその例はない。

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3年標準型

公法系科目	12単位
民事系科目	34単位
刑事系科目	12単位
その他法律基本科目	4単位
法律実務基礎科目	10単位
基礎法学・隣接科目	4単位
展開・先端科目	12単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から12単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目	8単位
民事系科目	18単位
刑事系科目	6単位

としているほか、実務基礎科目以下については3年標準型と同様である。【解釈指針4-2-1-1】

(3) 最終試験

修了判定に当たっては、公法系、民事系及び刑事系の3科目について、最終試験を課している。各系につき、概ね20分から30分程度の口述試験を実施し、成績不良者については修了を認めないこととしている。なお、修了判定の基準として、GPAを採用していない。その理由については、基準4-1-2に関する上記記載（前述P33・9行目以降）参照。【解釈指針4-2-1-2】

(4) 法律基本科目の履修

学生は、選択科目に属する法律基本科目を3科目計6単位履修することができる。3年標準型の学生がこれらの選択科目をすべて履修した場合には、修得単位100単位のう

ち、68単位が法律基本科目となる。しかし、未修者の法律基本科目学習に資する導入科目4単位（法学概論、基礎演習）を修了要件単位数に算入しないので（基準2-1-5但し書に該当）、法律基本科目の修得単位数は3分の2を超えない。

《別添資料10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則），
別添資料10 学生便覧 p38～p53（広島大学大学院規則），
別添資料10 学生便覧 p64～p65（広島大学既修得単位等の認定に関する細則），
別添資料10 学生便覧 p87～p88（学業に関する評価の取扱いについて），
別添資料31 最終試験の実施について、別添資料32 修了判定資料 参照》

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

上記のように、修了の認定に必要な修得単位は、3年標準型で100単位であり、上限の102単位を下回っている。

4－3 法学既修者の認定

基準4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4－3－1に係る状況)

法学既修者の認定は、厳格な既修者認定試験に基づいて実施している。既修者認定試験では、1年次配当科目に対応して、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目について、筆記式の論述試験を実施し、一定水準の成績を得た者のみを合格としている。成績評価の水準については、FD等における継続的な議論を通じて、認識の統一を図っている。なお、行政法については、1年次配当科目ではないため、試験範囲に含めていない。【解釈指針4－3－1－1】【解釈指針4－3－1－2】【解釈指針4－3－1－6】

当該試験に合格した者について、1年次配当の法律基本科目の履修を一括して履修免除している。【解釈指針4－3－1－3】

当該試験の実施については、出題はもとより、採点に当たって受験番号を秘匿して採点を行うなど、自校出身者とそれ以外の者との間で公平性を維持するための措置を講じている。また、本研究科は独立研究科である上、広島大学法学部との兼担教員は極めて少数（平成24年度まで3人）であり、かつ問題は必ず複数の教員が協議し作成したもの教授会で確認し確定することとしていることから、同法学部の期末試験等と同様又は類似の問題が出題されることではなく、広島大学出身者が有利に取り扱われることはない。

【解釈指針4－3－1－4】

なお、法科大学院以外の機関が実施する法学検定試験等の結果については、法律基本科目に関する能力の一端を示すものとして、一定の限度において加点事由として考慮するにとどめている。【解釈指針4－3－1－5】

《別添資料1 研究科ホームページ、

別添資料2 平成25年度学生募集要項（一般入試）、

別添資料3 平成25年度学生募集要項（AO入試）、

別添資料10 学生便覧 p14～p20（広島大学大学院法務研究科細則）、

別添資料33 平成25年度入学試験問題（法律科目試験） 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

F D 等における継続的な議論によって、成績評価の水準について認識の統一を図っている。また、各学期末試験終了後に開催する成績判定会議において、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正することとしている。

また、成績評価の結果の告知は、学生支援グループから通知する方法によらず、チューターである教員との個別面談において、各科目の成績評価のほか、評価平均点（G P A）、科目毎の成績分布に関するデータ等を告知し、併せて今後の成績向上に向けた指導を実施している。

(2) 課題等

成績評価及び修了認定については、厳格な評価及び認定を行っている。その結果、科目の単位を修得できない者が毎年多数生じ、原級留置者が増加する傾向があるので、これに対する適切な対策を講ずる必要が生じているのが実情である。そこで、授業担当者による個別指導やチューターによる面談等を通じて、原級留置者の成績向上に努めている。

本研究科では、修了要件として、所定の単位を修得した上で、最終試験に合格することを求めている。最終試験は、本研究科の教育成果を最終的に、かつ複数の教員の目で横断的に確認することを目的としている。しかし、厳格な成績認定の下で所定の修了単位を取得した者に対して最終試験を課す意味については議論もあることから、最終試験の要否について、今後とも検討を重ねる必要がある。

本研究科で実施している法学既修者認定試験については、その機能を果たしているものと考えているが、合格最低基準の設定等については、なお検討を進める。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るために研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) FDの定期的な実施

本研究科では、FDを毎月1回（原則として第2月曜日）定期的に開催し、教育の内容及び方法の改善を行うための討議を実施している。【解釈指針5-1-1-4】

授業科目の編成、試験の実施方法など、制度面の検討のほか、学生の成績動向等を踏まえた個別検討など、極めて多岐にわたるが、教育内容と方法についての教員間の共通認識を高めるために有効に機能している。

平成24年度後期には、主として1年次の法律基本科目である刑法2及び憲法2について、全教員が授業参観をした上で、教材の内容、学生への資料配付の在り方、授業中の質疑応答の在り方、質問と誘導の仕方など、その教育方法や教育技法について、集中して討議した。【解釈指針5-1-1-1】

(2) 授業評価アンケートの実施

全授業について、各学期末に授業評価アンケートを実施している。その内容は、授業の構成・内容、授業の運営方法、授業の満足度等からなる個別の評価のほか、学生の率直な意見を求めるため自由記載欄を設け、無記名の回答を求めていている。毎回8割程度の回収率となっており、有益な情報として活用されている。【解釈指針5-1-1-2】

(3) 教員相互の授業参観の実施

各学期に開講される全授業について、専任教員全員が分担して授業参観を行っている。原則として、教員1人2科目を割り当てて参観することとしているが、事前通告なしの参観としており、授業内容・方法、学生の対応等について、所定の報告書式によって意見ないし感想を述べることを義務付けている。【解釈指針5-1-1-2】

(4) 授業評価アンケート及び授業参観のフィードバック

授業評価アンケート及び教員による授業参観の記録については、教務委員会が取りまとめて、各授業担当教員にフィードバックするほか、各学期末のFDにおいて、全てのアンケート結果と授業参観記録とを共有しながら、教育内容・方法等について、専任教員のみならず非常勤講師をも含めて討議を行っている。

評価が低かった授業については、問題点を抽出するとともに、評価が高かった授業について、実践内容について披瀝してもらうなどして、授業内容・方法等の改善に努めている。また、授業評価アンケートの結果については、各科目の担当教員がコメントを作成し、これを一括して取りまとめた上で、学生にフィードバックしている。【解釈指針5-1-1-2】

（5）その他の「研修及び研究」に関する措置

研究者教員につき、実務上の知見を補うため、司法研修所等の研修プログラムに積極的に参加することを奨励しているほか、LSCで毎週行われている法律相談に陪席する機会を設けている。さらに、広島大学高等教育研究開発センターの高等教育に関する専門家に、本研究科の授業を参観、あるいはFDに参加してもらった上で、有益な意見・助言を受けているほか、大学全体で実施されるFDにも参加して視野を広げるよう努めている。また、広島高等裁判所、同地方裁判所及び同家庭裁判所の裁判官と合同研究会を定期的に実施し、公法、民事、刑事及び家事に関する重要なテーマを取り上げて議論することによって、実務との交流を深めている。

なお、複数教員が共同で実施する授業科目については、事前に協議を行うなど相互連携を密にして内容について齟齬が生じないように努めている。【解釈指針5-1-1-3】

《別添資料34 平成24年度FD議事要旨、別添資料35 授業参観実施について、
別添資料36 授業評価アンケート、
別添資料37 平成24年度大学・裁判所合同研究会参加者一覧、
別添資料38 学外研究会等への参加状況、別添資料39 研究科組織図、
別添資料40 研究科長室会議の開催状況、別添資料41 学生との懇談会資料、
別添資料42 学生からの投書箱直近1年分の集計状況 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

教員全員が参加して毎月実施されるFDにおいて、授業の内容や授業方法について継続的に協議している。これによって、全教員に共通の認識が醸成され、教育に対する意識が共有されるに至っている。

また、学生の授業評価アンケート及び教員による相互の授業参観の結果をFDにおいて非常勤講師とともに詳細に検討し、検討結果を全ての教員が共有した上で授業の改善に結びつけている。また、授業評価アンケートの結果については、担当教員によるコメントを付した上で、学生にフィードバックしている。

(2) 課題等

1年次教育に関する平成24年度後期FDにおける集中的な検討を踏まえ、1年次教育の在り方について更に検討を重ねる必要があるが、知識の確実な定着と双方向性の授業による考える力の養成のバランスの問題は、全学年の授業に共通する課題でもあり、今後も検討を重ねたい。

また、効果的な授業方法等については、教員間において共通の認識がかなりできていると考えているが、これに従った授業が実践されているか否かについては引き続き授業参観等を通じて確認する必要がある。授業評価アンケートについても、回収率は高いものの、近時、自由記載欄の記述が少なくなっているので、学生の意見を十分に集約できているかについて更に検討を重ねたい。授業参観及びアンケート結果については、非常勤講師を含めて関係者全員で検討しており、相応の成果が上がっていると考えているが、より多くの非常勤講師の参加を求めるなどを含めて更に充実させる必要があると考えている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

（1）アドミッション・ポリシーの設定

本研究科の教育理念は、知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成することである。そのために、① 実力のある法律専門家の養成、② 社会生活上の医師たるべき法律家の養成、③ 人格高潔な見識ある法律家の養成を教育目的とし、以上の目的を達成するため、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ことをアドミッション・ポリシーとして設定している。

このアドミッション・ポリシーは、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッショナルとしての法律実務家」にふさわしい意欲と能力のある者であれば、何人でも受け入れる用意があることを示しており、「公平性」、「開放性」の確保を前提としているほか、「人間と社会への深い関心と理解力」を要求することによって、社会経験を有する者を積極的に受け入れることをも目指しているもので、「多様性」の確保にも十分に配慮している。

（2）入学志願者に対する必要な情報の公表・周知

また、このアドミッション・ポリシーは、本研究科の理念及び教育目的、入学選抜の方法等とともに、本研究科ホームページへの掲載、入試説明会における説明、本研究科パンフレットへの掲載等を通じて、一般に公表しているほか、毎年の学生募集要項の表紙裏面に大きく印刷するなどして、適切に周知を図っている。【解釈指針 6-1-1-1】

《別添資料 1 研究科パンフレット、

別添資料 2 平成 25 年度学生募集要項（一般入試）、

別添資料 3 平成 25 年度学生募集要項（AO入試）、

別添資料 4 研究科ホームページ、

別添資料 43 平成 25 年度入試説明会等（平成 24 年度実施）の開催状況一覧 参照》

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本研究科では、4人の教員からなる入試委員会を組織して通常の入試業務を行っているが、教授会での決定を要する重要事項については、法務研究科長、副研究科長及び各講座主任によって構成される研究科長室会議に入試委員長も加わって検討のうえ原案を作成し、それを教授会に諮り決定している。入学者選抜の実施については、問題作成から試験監督・採点にいたるまで、教員全員で分担して行い、合否の判定についても、教授会で慎重に審議した上で決定するなど、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

《別添資料 44 平成 25 年度入学試験実施計画書、

別添資料 45 平成 25 年度入学試験監督要領、

別添資料 46 平成 25 年度一般入試合否判定の基本方針 参照》

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

(1) アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の実施

本研究科においては、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ため、一般入試において筆記試験（2年コースは法律科目試験、3年コースは小論文試験）及び面接試験を実施しているほか、AO入試において面接試験を実施している。

(2) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保【解釈指針 6－1－3－1】

ア 本研究科における入学者選抜においては、入学資格を有する全ての志願者が公平に取り扱われており、自校出身者に対する特別な優遇措置等は一切講じていない。入学者に占める自校出身者の割合は、概ね1割強程度であって、合格判定の際にも、出身校との関係について特別な配慮を一切行っておらず、入学志願者の合否は、公平で公開された入学選抜試験の成績のみによって判定されている。入学者選抜の試験会場も、広島試験場のほか、東京試験場・大阪試験場を設けており、自校出身者以外の入学志願者を幅広く受け入れるように努めている。

《別添資料（様式2）学生数の状況、

別添資料2 平成24年度及び25年度学生募集要項（一般入試）、

別添資料3 平成24年度及び25年度学生募集要項（AO入試）、

別添資料33 平成25年度入学試験問題（法律科目試験）、

別添資料49 合格者の出身大学一覧（平成24・25年度）、

別添資料47 平成25年度入学試験問題（一般入試）、

別添資料48 平成25年度入学試験問題（AO入試）、

別添資料50 平成25年度入学試験合格者判定資料 参照》

イ 本研究科においては、入学者への寄附等は一切募集していない。

《別添資料51 入学予定者への配付資料一覧 参照》

ウ 広島大学教育室所属のアクセシビリティセンターでは、障害の有無や、年齢、文化の違いなどに関係なく、誰もが学びやすい多様な修学環境・大学教育の構築を目指して、「アクセシビリティ」（＝「利用しやすさ」「分りやすさ」）の支援を行っているところであるが、本研究科は、身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保するために、アクセシビリティセンターと連携しながら、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めている。

《別添資料52 肢体不自由の入学志願者に対する別室受験許可に関する資料 参照》

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本研究科においては、一般入試とAO入試によって、入学者選抜を行っている。一般入試においては法律科目試験（2年コース）又は小論文試験（3年コース）及び面接試験を実施し、AO入試においては面接試験を実施している。

いずれの入試においても、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力が備わっているかどうかを評価するため、日弁連法務研究財団が実施する法科大学院全国統一適性試験の結果を重視している。平成25年度入試からは、上記適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考で不合格としている。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、当該年度の具体的点数については、事前にホームページに掲載して周知している。【解釈指針6－1－4－1】【解釈指針6－1－4－2】

《別添資料2 平成24年度及び25年度学生募集要項（一般入試）》

《別添資料3 平成24年度及び25年度学生募集要項（AO入試） 参照》

（1）一般入試

一般入試は、3年標準型（3年コース）と2年短縮型（2年コース）とに分かれており、併願受験も可能としている。

3年コースについては、120分の小論文試験と15分程度の面接試験を実施している。小論文試験は、社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法によって、理解力、判断力、柔軟な思考力等を確かめる内容としている。また、面接試験は、社会的なトピックを取り上げ、質疑応答を行うことによって、論理的な議論を展開することができる能力を確かめるものとしている。

一般入試の配点は、適性試験100点、小論文試験150点、面接試験50点であり、その合計点によって合否を判定している。さらに、外国語能力等の優れた能力を能力試験の合格証等の書面によって証明した場合には、20点を上限として加算している。

他方、2年コースについては、法学部卒業程度の能力を検査するため、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の6科目について、論述方式の筆記試験を実施している。法律科目試験の配点の合計は640点であり、これに適性試験100点及び面接試験50点を合算して合否を判定している。なお、加算点については、3年コースと同様の取扱いで加算しているが、2年コースについては、法学既修者試験及び法学検定試験も加算点の対象としている。

《別添資料2 平成24年度及び25年度学生募集要項（一般入試）》

《別添資料47 平成25年度入学試験問題（一般入試） 参照》

（2）AO入試

医師、司法書士など、優れた社会的実績を有する人材を法曹界に導くため、一定の国家資格を有し、それぞれの専門分野で活躍している有為な人材を対象に、法律実務家としての能力があるか否かを確かめることを目的として、面接試験を実施している。面接試験においては、社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を述べさせるなどの方法で、3人の面接委員によって、比較的長時間（約40分程度）にわたる質疑応答を繰り返し、論理的に深い議論を展開できる能力を備えているかどうかを見定めるように努めている。なお、AO入試合格者は3年コースへの入学が認められるが、2年コースを希望する場合は、別途、2年コースの試験を受験することもできる。

《別添資料3 平成25年度学生募集要項（AO入試）,

別添資料48 平成25年度入学試験問題（AO入試）,

別添資料53 AO入試実施について 参照》

（3）合否判定

合格判定については、上記の通り、100点を適性試験に配点しており、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等の客観的評価のために、適性試験が有効に活用されている。【解釈指針6-1-4-1】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

上記のとおり、AO入試制度を設けているほか、一般入試においても、多様な知識・経験を有する非法学部出身者・社会人に広く入学の機会を与えるために、一定の資格保有者等に対する加算点制度を設けるほか、一定限度の優先枠を設けている。

(1) AO入試

本研究科では、多様な専門知識を持つ法律専門家を養成するため、一般入試とは別に、司法書士、公認会計士、一级建築士、医師の資格に基づく顕著な実績を有する者を対象にアドミッション・オフィス方式選抜（AO入試）を実施している。平成25年度入試においても司法書士として一定の実務経験を有する者の受験があった。

《別添資料3 平成25年度学生募集要項（AO入試）参照》

(2) 一般入試における加算点制度

ア 大学等の在籍者についての評価【解釈指針6－1－5－1】

本研究科においては、一般入試を行うに際し、大学在籍者等の学業成績以外の活動実績や外国語能力等についても、その内容が相当なものであれば20点を限度として加算することとしている。例えば、英語についてTOEIC、TOEFL、国連英検等の成績、フランス語、ドイツ語等の検定試験の成績などについて加算しているほか、懸賞論文等の受賞歴など、学業成績以外の顕著な活動実績についても考慮している。

イ 社会人等についての評価

社会人等の多様な実務経験及び社会経験等についても、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、医師、薬剤師、ファイナンシャルプランナー等の資格、博士号などについても、20点を上限として加算することとしている。これによって、社会人等の多様な実務経験や社会経験等を適切に評価している。

《別添資料2 平成25年度学生募集要項（一般入試） 参照》

(3) 非法学部出身者・社会人の優先枠制度【解釈指針6－1－5－1】

入学者選抜に当たっては、多様な学生を確保するため、非法学部出身者・社会人（3年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位96人（募集人員の2倍）の範囲で、募集人員の約20%（10人程度）まで、非法学部出身者・社会人を優先的に合格者とすることとしており、その旨を学生募集要項において明示している。

《別添資料2 平成25年度学生募集要項（一般入試）,

別添資料54 他学部出身者・社会人等入学者リスト 参照》

なお、過去3年間の入学者選抜の結果によると、非法学部出身者・社会人の入学者に対する割合は、平成23年度は約13.6%，平成24年度は約31.0%，平成25年度は約33.3%であり、これまで上記優先枠制度を用いるまでもない状況であった。

《別添資料（様式2）学生数の状況 参照》

(4) 面接試験

本研究科においては、一般入試においても面接試験を実施している。面接試験においては、2年コースおよび3年コースとともに、社会的なトピックを取り上げ、質疑応答を行うことによって、論理的な議論を展開することができる能力を確かめるほか、事前に提出された志望理由書についての質疑も行う。当該志望理由書には、本人が法律家を目指す者として必要な適性や能力を備えているかの記述を求めており、面接試験の中で、受験者の多様な学識や課外活動等の実績、さらには、多様な実務経験や社会経験などについても評価している。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6－2－1 に係る状況)

本研究科では従来から厳正かつ適正な入学試験を実施しており、収容定員（各学年 48 人、計 144 人）を上回ることのないよう努めてきたところ、近時においては、入学者数が入学定員を下回る状況が続いていることから、在籍者数は収容定員を上回ってはいない。

平成 25 年 3 月末日現在の原級留置者数は、1 年生 15 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 15 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、3 年生 15 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）であり、休学者は、1 年生 6 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 4 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、3 年生 1 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）となっており、その結果、平成 25 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、1 年生 32 人、2 年生 35 人、3 年生 40 人、計 107 人となっている。これは、収容定員（144 人）を下回るものである。【解釈指針 6－2－1－1】

《別添資料（様式 2）学生数の状況 参照》

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6－2－2 に係る状況)

本研究科の入学定員は、平成 21 年度まで 60 人、平成 22 年度より 48 人であるが、入学定員との乖離が生じないように、入学辞退者数を見込んだ上で合格者を決定してきた。その結果、平成 20 年度から 23 年度までは、ほぼ入学定員に近い人数が入学している。

しかし近時、法科大学院入学希望者が全国的に大幅に減少していることに伴って、本研究科においても実際の入学者数が入学定員をかなり下回る状況が続いている。

このような結果を受け、本研究科では平成 23 年度までは追加合格を出すことで入学定員の確保に努めてきたが、平成 24 年度以降は入学者選抜における競争倍率 2 倍を確保するため、入試を複数回実施することで入学定員の確保に努めている（平成 24 年度は第 2 次募集を実施し、平成 25 年度入試においては、入試を前期と後期に実施し、さらに第 2 次募集を実施した。）。

《別添資料（様式 2）学生数の状況、別添資料 55 教授会議事録、

別添資料 56 広報活動状況 参照》

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6－2－3 に係る状況)

上記のように、近時、入学者は入学定員を下回る状況が続いていることから、平成 25 年度入試においては、一般入試を前期（8月）と後期（11月）に分割して 2 回実施することとし、入試の質を確保しつつ、同時に入学志願者がより受験しやすい体制を構築することを企図した。しかしながら前期入試と後期入試を総計した合格者数が 38 人（但し、競争倍率は 2 倍以上を確保）であったため、さらに第 2 次募集を 2 月に実施することとし、受験者 10 人に対し 5 人を合格とした。その結果、一般入試（前期・後期）と第 2 次募集とを合わせ、全体の受験者 87 人に対して合格者を 43 人とし、競争倍率は 2.02 倍、入学者 27 人（定員充足率 0.6）という結果となった（なお、いずれの入試においても追加合格は行わなかった。）。

また、広島試験場のほか東京試験場及び大阪試験場における入学者選抜を実施するとともに、一般入試を前期と後期に分けて 2 回実施する体制を整えたほか、本学における入試説明会・進学相談会を隨時開催し、新聞社・受験予備校等が実施する各地における入試説明会等にも積極的に参加するなど、銳意広報活動を行ってきた。

なお、平成 25 年 5 月 1 日現在の在籍者数は 107 人で、これに対する専任教員数は 21 人であり、学生 1 人に対する教員数としては概ね適正な規模を維持できている。入学者選抜における競争倍率は、平成 24 年度入試以降、入学試験の適正さを確保すべく、2 倍以上を維持することとしている。一方、講義・演習に支障のない入学者を 30 人弱から 40 人強程度は確保している。

以上の諸事情を総合的に考慮した結果、入学定員の見直しについては、既に平成 22 年度から入学定員を 60 人から 48 人に変更した経緯があり、当面は受験者が受験しやすい入試制度の一層の充実により現行定員の充足を図ることを方針としている（例えば、入試の回数増加や日程・時間配分の見直しなど）。しかしながら、今後も入学志願者の減少が継続するようであれば、入学定員の見直しが再度必要となることもあり得ると認識しており、近年の実際の入学者数を踏まえつつ、隨時検討を進めているところである。【解釈指針 6－2－3－1】

《別添資料（様式 2）学生数の状況、（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳、

（様式 4）科目別専任教員数一覧、別添資料 55 教授会議事録、

本評価書 p6・表 4（修了生の進路） 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

一般入試は、3年標準型（3年コース）と2年短縮型（2年コース）とに分かれている。3年コースについては、120分の小論文試験と15分程度の面接試験を実施している。2年コースについては、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の6科目についての論述方式の筆記試験（合計480分）と15分程度の面接試験を実施している。

AO入試は、面接試験において、社会的なトピックを取り上げ、3人の面接委員によって、比較的長時間（約40分程度）にわたる質疑応答を繰り返し、論理的に深い議論を展開できる能力を備えているかどうかを見定めるように努めている。

なお、本研究科では、社会経験を有する者を積極的に受け入れることをも目指し、上記AO入試制度のほか、加算点制度並びに一定限度の非法学部出身者・社会人優先枠を設け、「多様性」の確保にも配慮している。

(2) 課題等

本研究科では、有能な人材をできる限り多方面から広く確保するため、入学試験の方法及び内容について、入試の選抜機能を損なわない限度で、試験形式や出題方法を工夫し、できるだけ多くの者が受験し易くなるよう工夫を重ねてきた。また、東京、大阪に試験場を設けるなど、受験の機会の拡大に努め、説明会等も精力的に実施してきた。

これらの取組みの成果は、相応にあったものと考えているが、今後の入学志願者の動向を踏まえて、実情に相応しい定員の見直しを含め、入試制度の改善に一層努力する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるように、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 履修指導等のガイダンス等

履修方法等について、年度当初に集合ガイダンスが実施されているほか、不明な事項については、各チューターに問い合わせなどの制度が整えられている。【解釈指針7-1-1-1】

(2) 導入教育の実施

入学予定者に対して、入学前の毎年2月ごろ、3年コースと2年コースに分けて学習上のガイダンスを実施しているほか、1年次法学未修者を対象に、新年度の開始直前の2日間、プレ・チュートリアルを実施し、法律を学ぶための基礎知識を提供している。また、1年次新入生に対しては、入学の翌日から「法学概論」の集中講義を実施して、法律基本科目の授業にスムーズに入れるように配慮しているほか、引き続き「基礎演習」を開講して、継続的な学習支援を実施している。【解釈指針7-1-1-2】

(3) オフィスアワー等

専任教員は、全員オフィスアワーを設定し（面談の予約は不要）、TKCにおける掲示等を通じて学生に周知している。また、この時間以外であっても、教員にメール等で連絡して適宜質問することができることを学生に周知するなど、学生と教員とのコミュニケーションを十分に図るために措置を講じている。【解釈指針7-1-1-3】

なお、毎学期に1回、学生と教職員との懇談会を開催して、学生の意見を徴するとともに学習等の支援を行っている。

(4) 弁護士による支援制度

広島弁護士会の協力のもとに、毎週1回（月曜日16時～18時）、若手弁護士が本研究科に出向き、学生の学習や進路等に関するサポートを行う制度（サポート弁護士制度）を設けている。【解釈指針7-1-1-4】

また、3年次学生に対し、若手弁護士による文章作成指導を実施しており、学生が作成した文章について弁護士が添削するなどした上、返却時には、当該弁護士が解説・講評を行っている。

(5) 授業外学習の指導

2年次学生を対象として、授業の担当教員が授業を補完するため、各授業について1回程度、授業で十分に取り扱うことができなかった事項や、授業で取り扱ったが更に一步踏み込んだ学習が必要な事項について、課題を示して文章を作成させ、これについて

解説・講評することを通じて、授業の理解を一層深めることができるようしている。

《別添資料1 研究科パンフレット、別添資料22 オフィスアワー一覧、
別添資料41 学生との懇談会資料、
別添資料42 学生からの投書箱直近1年分の集計状況、
別添資料57 新入生ガイダンス等プログラム、別添資料58 チューター名簿、
別添資料59 サポート弁護士制度実施状況 参照》

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

(1) 経済的支援

以下のような各種の奨学金・カードローンのほか、授業料免除の制度を用意している。

【解釈指針 7-2-1-1】

ア 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）

平成 23 年度：第一種 21 人、第二種 12 人

平成 24 年度：第一種 16 人、第二種 5 人

平成 25 年度（推薦実績）：第一種 19 人、第二種 12 人

イ NPO 法人ロースクール奨学金広島

広島県内所在の法科大学院在学生を支給対象とし、各学年 1 人ずつ、年額 20 万円が贈与される。弁護士過疎地域で開業した場合等は、奨学金の返還が免除される。なお、本研究科は、同法人の設立に協力するとともに、法務研究科長が理事の 1 人として就任している。

平成 23 年度：3 人

平成 24 年度：3 人

平成 25 年度：平成 25 年 11 月頃推薦予定

ウ 法科大学院教育カードローン

広島市信用組合と提携し、無担保低金利で限度額 300 万円まで融資が受けられる。

平成 23 年度：3 人

平成 24 年度：1 人

平成 25 年度：2 人（平成 25 年 5 月 1 日現在）

エ 授業料免除

i) 広島大学授業料等免除及び猶予規則によるもの

平成 23 年度 前期：全額免除 4 人、半額免除 2 人

後期：全額免除 3 人、半額免除 1 人

平成 24 年度 前期：全額免除 5 人、半額免除 6 人

後期：全額免除 1 人、半額免除 4 人

平成 25 年度 前期：平成 25 年 7 月頃選考予定

ii) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップによるもの

前年度の成績（新入生は入試の成績）をもとに各学年 1 人（新入生は未修・既修コース各 1 人）につき後期授業料を免除。

平成 23 年度：4 人

平成 24 年度：4 人

平成 25 年度：平成 25 年 7 月頃選考予定

(2) 生活支援

以下のような体制を整備している。【解釈指針 7-2-1-2】

ア 健康面

東千田地区保健管理室において、内科医による健康診断を週2回、精神科医によるメンタルヘルス相談を週2回（予約制）、臨床心理士によるカウンセリング・学生相談を週2回（予約制）実施している。また、応急処置のため、看護師1人を配置している。

なお、メンタルヘルスについては、入学時のガイダンスで必ず取り上げるほか、学習上の悩みが生じ始める6月初旬に、学生、教職員がともに参加して実施する精神科医による講習会を毎年FD活動の一環として継続して開催している。

イ ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員として本研究科教員1人が任命されており、本学のハラスメント相談室（東広島キャンパス、霞キャンパスに設置）と連携して問題に対処している。入学時のガイダンスでハラスメント相談室による講習会を毎年継続して開催しているほか、相談希望者がメールまたは電話により直接相談を申し込むことも可能であり、その利用方法の詳細は、本学ホームページに掲載されている。

《別添資料 10 学生便覧 p60～p63（広島大学授業料等免除及び猶予規則），

別添資料 10 学生便覧 p68～p69（広島大学エクセルト・スクーテント・スクラシップ[®]規則），

別添資料 10 学生便覧 p85～p86（広島大学におけるハラスメントの防止に関する規則），

別添資料 10 学生便覧 p6～p7（保健管理センター利用案内），

別添資料 60 チューター面談日程表，

別添資料 61 運営組織一覧・全学委員会等担当者一覧 参照》

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

本学においては、身体等に障害のある者を受入れ、就学等の支援を積極的に行うという理念に基づき、入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するため、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」を制定し、全学として組織的な支援体制が整備されている。

広島大学アクセシビリティセンター(平成20年設置)は、本学における障害学生支援、アクセシビリティ支援の拠点機能を果たしており、全学のアクセシビリティセンター会議には、本研究科教員1人を含む全部局から委員が参画し、本学のアクセシビリティ支援・推進及び人材育成プログラムの企画・実施を円滑に行うことにより全学体制で取り組んできている。

なお、入学者選抜における障害者に対する特別措置につき、基準6-1-3の(2)ウ参照。

《別添資料10 学生便覧 p81～p82（広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則）参考》

(1) 施設及び設備の整備充実

設備としては、各建物棟の入口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが整備されており、校舎自体がバリアフリー構造になっている。屋外の駐車場には、5台の専用駐車スペースを確保整備しているほか、各講義室には障害者専用机を配置している。

《別添資料24 東千田キャンパス構内配置図 参照》

(2) 修学上の支援等

平成16年度に障害者支援対策として、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」等の制定により全学としての指針が示され、組織的な支援体制が整備されているが、現在までのところ本研究科には特別な対応を必要とする障害学生は在学していない。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

実務家教員による情報提供、チューター制度を通じた実務家教員への相談、サポート弁護士への相談などのほか、就職支援のためのセミナーを開催している。このセミナーは、地元有力企業の担当者や地方公共団体等に就職している当研究科の卒業生らを招いて、就業等について説明をしてもらう試みで、年間 1～2 回程度開催している。また、地元有力企業や地方公共団体等の幹部との懇談会を毎年開催するなどして、卒業生の就業等について受入側の理解を深めてもらうよう努めている。そのほか、学生の適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生支援に努めている。

《別添資料 39 研究科組織図、別添資料 62 法務セミナー開催状況、

別添資料 63 企業等との懇談会開催状況、

別添資料 64 キャリアセンターホームページ 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

チューター制度によって、学生と教員との距離感が縮まっており、きめ細かい指導が可能な体制が整えられているなど、学習環境や学習面での指導体制は整備されている。また、修了者の進路指導についても、就職支援のためのセミナー等を開催し、企業等関係者と修了生が接触する機会を設けることを通じて、修了生の視野を広げるなどしており、修了生の進路の選択に相応の成果を上げている(基準1-1-2表4参照)。

(2) 課題等

学生の生活面に対する援助は必ずしも十分とは言えない上、学生の経済的負担の軽減のため、授業料免除の拡大、奨学金等の一層の充実に取り組みたいと考えている。また、学生の進路支援についても、幅広く情報収集を行い、支援室窓口に情報を集約して、需要に応じて一元的に情報提供できるように体制整備を図る必要があると考えている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科は、1専攻（法務専攻）で構成された独立研究科であって、学生定員48人に對し、研究者教員14人、実務家教員6人の合計20人の専任教員が置かれている。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（基準 8－1－2 に係る状況）

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

平成 24 年度まで、20 人の専任教員のうち 3 人が本学法学部に属していた（いわゆる「専・他」）が、平成 25 年度よりこの状況は全て解消した（いわゆる「兼担解消」）ので、現在は、大学設置基準第 13 条及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員数に算入する教員はない。【解釈基準 8－1－2－1】【解釈基準 8－1－2－2】

《別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8－1－3 に係る状況)

教員の採用及び昇任については、本学全体に共通する規則として、「広島大学職員任免規則」が定められており、その第5条において、教育研究評議会の議を経て学長の定める基準により、教授会等の議を経て大学が行う旨規定されている。

なお、「広島大学教員選考基準規則」では、教授・准教授・講師・助教・助手の各資格についての基本的な基準が定められ、同規則第8条において、この規則に定めるものほかに必要な事項は当該部局で定めることができることとされており、本研究科は、教員の教育上の指導能力等をより適切に評価するため、「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規」を制定し、また、教員選考手続に関し必要な事項については「広島大学大学院法務研究科教員選考細則」を、教授への昇任選考に関し必要な事項については「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規に関する運用について」をそれぞれ制定し、体制の整備を行っている。

専任教員の採用にあたっては、その都度、教員3人を構成員とする「選考委員会」を設置し、原則一般公募の方式によって応募者を公募し、応募のあった者について、担当予定授業科目を担当するのに相応しい業績及び教育上の指導能力を含む実績を審査するとともに、委員会において面接を実施した上で、委員会の議を経て教授会に諮り、教授会における有資格者による投票によって採用を決定している。

みなし専任教員の採用にあたっては、広島弁護士会との「広島大学法科大学院における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」に基づき、広島弁護士会から適格者の推薦を受けることとしており非公募で候補者を選出しているが、上記と同様に「選考委員会」を設置し、選考経過及び結果を関係資料とともに教授会へ報告し、教授会での審議により適正な採用に努めている。

なお、非常勤講師（兼担・兼任教員）の選任に関しては、採用手続に関する規程等は設けていないが、経歴・業績等の資料の提出を求め、上記の教員選考手続に準じて、教授会へ選考を付議し、適正に採用するよう努めている。

《別添資料 65 広島大学職員任免規則、別添資料 66 広島大学教員選考基準規則、

別添資料 67 広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規等 参照》

8－2 専任教員の配置及び構成

基準8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8－2－1に係る状況）

本研究科においては、20人の専任教員を配置しており、平成11年文部省告示第175号によって義務付けられている専任教員12人、入学定員48人に照らして必要とされる専任教員9人のいずれをも満たしている。

なお、本研究科の専任教員は、18人が教授であり、准教授は2人である。【解釈指針8－2－1－1】、【解釈指針8－2－1－2】、【解釈指針8－2－1－3】

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳、

（様式4）科目別専任教員数一覧 参照》

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

法律基本科目については、以下のとおり、13人の専任教員を配置している。いずれも当該科目を適切に指導することができる教員である。

憲法	門田、新井
行政法	福永
民法	野田、神野、田村、油納
商法	片木、周田
民事訴訟法	田邊
刑法	秋野、日山
刑事訴訟法	大久保

【解釈指針 8－2－2－1】

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳、
別添資料（様式4）科目別専任教員数一覧、
別添資料5 平成24年度及び25年度授業科目シラバス、
別添資料11 平成24年度及び25年度授業時間割 参照》

基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8－2－3 に係る状況)

基礎法学・隣接科目に 1 人、展開・先端科目に 3 人の専任教員を配置しており、さらに法律基本科目的教員も一部担当している。展開・先端科目の 3 人のうち 2 人はビジネス関係の専門家であり、教育理念及び目標に応じた専任教員である。

また、必修科目のうち 7 割以上が専任教員によって担当されることが必要であるところ、本研究科では、実務基礎科目の一部（刑事訴訟実務基礎、法文書作成）を除いて、全て専任教員が担当している。【解釈指針 8－2－3－1】

基礎法学・隣接科目	平野 法的思考法、レトリック理論、法理学 木下 金融論
展開・先端科目	木下 金融取引法、金融システム法、先端金融法 小梁 國際私法・取引法、國際私法演習、倒産取引法 1, 倒産処理法演習、國際民事訴訟法 緒方 労働法 1, 2, 労働法演習、社会保障法 片木 企業金融法、金融商品取引法

なお、専任教員の年齢構成は、30 歳代 1 人、40 歳代 7 人、50 歳代 8 人及び 60 歳代 4 人であって、年齢構成に著しい偏りはない。

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧、

別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳、

別添資料（様式 4）科目別専任教員数一覧、

別添資料 5 平成 25 年度授業科目シラバス、別添資料 11 平成 25 年度授業時間割
参照》

基準 8－2－4：重点基準

基準 8－2－1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8－2－4 に係る状況)

本研究科の専任の実務家教員は 6 人（うち 2 人はみなし専任教員）であって、必要とされる基準（専任教員の 2 割程度）を大きく上回っている。実務家教員は、いずれも 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であって、実務経験と関連が認められる授業科目を担当している。【解釈指針 8－2－4－1】

また、本研究科のみなし専任教員 2 人は、いずれも年間 6 単位以上の授業科目を担当しており、教授会の構成員である。【解釈指針 8－2－4－2】

《別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳、

別添資料 68 みなし専任教員契約書 参照》

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8－2－5 に係る状況)

6人の実務家専任教員の実務経験別内訳は、検察官出身1人、弁護士出身3人（みなし専任教員2人を含む）、銀行出身2人である。そのうち、法曹としての実務経験を有する者は4人であり、基準（実務家教員の3分の2）を満たしている。

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8－3－1 に係る状況)

本研究科の専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、各年度とも概ね 20 単位以下である。【解釈指針 8－3－1－1】

《別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8－3－2 に係る状況)

「広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則」に基づいて、当該教員が申し出ることによって、研究専念期間を確保することは可能である。もっとも、法科大学院における必修科目については、原則として専任教員が授業を担当するべきところ、本研究科のような小規模組織においては、その間の代替教員の確保が極めて困難であることから、事実上、実施が困難な状況にある。しかし、研究の重要性に鑑み、次年度を目途に実施計画を立案し、順次試行することができるよう、その実現に向けて鋭意検討中である。

《別添資料 69 広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則、

別添資料 70 法務研究科中期目標・中期計画 平成 22 年度～27 年度計画（抜粋）

参照》

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－3－3 に係る状況)

LSCにおいて、実務基礎教育を充実させるため、法律相談事例を活用している。同センターには、法学修士（民事訴訟法）の学位を有する専任の助教を1名配置し、受付事務のほか、相談事例の整理、データの蓄積、リーガル・クリニックの講義の事前教育のサポート等を行っている。

《別添資料 71 リーガル・サービス・センター特任助教選考経過報告書 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

専任教員の配置、教員の構成、実務家教員の確保は、いずれも適切になされている。教員の採用等については、教員異動後の補充を含め、研究者教員について5年以上の教育経験を要件とし、実務家教員について法律実務上の実績のほか修習生の指導の実績を要件とするなど、厳格な能力審査と面接を実施することによって、十分な教育上の指導能力を有する適切な人材が確保されている。教員の授業負担についても、適正な範囲に収まっている。

(2) 課題等

本研究科は、小規模で代替要員の確保が困難であることなどから、研究専念期間の実現は容易ではないが、専念期間の時期・長短や授業科目の開講時期等を工夫・調整することによって、できる限り実現するよう一層の検討を行う必要があると考えている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）教授会

本研究科は、独立研究科として、法務研究科運営内規に基づき、審議機関であるとともに研究科の最高議決機関として、独立の教授会を設置するとともに専任の長として研究科長を置いている。教授会は、研究科長、副研究科長及び法務研究科専任教授（みなし専任を含む。）を構成員とし（申合せにより、准教授はオブザーバーとして出席することができる），必要な事項を教授会内規において定め、次の事項を審議するとともに、重要事項について決議を行い、これに従って本研究科が運営されている。

- ア 中長期目標・中期計画、年度計画における教育、研究等に関する事項
- イ 教員の人事に関する事項
- ウ 学生の受入れ、学生の身分、学位の授与に関する事項
- エ 教育課程、研究活動、社会貢献に関する事項
- オ 諸規則の制定及び改廃に関する事項
- カ 成績評価、修了認定に関する事項
- キ 入学者選抜に関する事項
- ク 教育研究等の組織に関する事項
- ケ 予算及び決算に関する事項等

【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-2】【解釈指針9-1-1-3】

（2）研究科長室

研究科の管理運営を迅速かつ効率的に行うため、研究科長の下に研究科長室を設置し、法務研究科の将来計画等を含む重要事項について企画・立案を行うとともに、教授会を支援している。

（3）研究科長

広島大学部局運営規則第3条により、当該部局における業務を掌理するため、部局長を置くこととし、法務研究科には研究科長が任命されている。

（4）研究科内委員会等

本研究科の運営をより円滑に行うため、教授会の下に次の委員会等を設置している。

- | | |
|---------------|------------------|
| ア 評価委員会（委員3人） | 自己点検・評価に関する事項の検討 |
| イ 教務委員会（委員5人） | 教務に関する事項の検討 |
| ウ 入試委員会（委員4人） | 入試に関する事項の検討 |

- エ 広報委員会（委員4人） 広報に関する事項の検討
オ 図書委員（委員1人） 図書に関する事項の検討
カ 外部評価委員会（外部有識者4人） 外部委員による評価
《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳、
別添資料61 運営組織一覧・全学委員会等担当者一覧、
別添資料72 広島大学大学院法務研究科運営内規、
別添資料73 広島大学大学院法務研究科教授会内規、
別添資料74 広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ 参照》

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9－1－2 に係る状況)

本研究科の管理運営のための事務体制は、次のとおりである。

支援室長 東千田キャンパスの事務組織の責任者

運営支援グループ（6人） 法務研究科長の支援及び教員の教育研究活動の支援を行うスタッフ

学生支援グループ（2人） 法務研究科の教育および学生を支援するスタッフ

《別添資料 75 事務組織図 参照》

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9－1－3 に係る状況)

本研究科へ配分される予算は、基盤教育費、基盤研究費及び管理的経費等の各項目につき、それぞれの積算基準に基づき算出された額が措置されている。本研究科へ配分される基盤教育費における学生当りの積算基準単価の 15 万円は、他の研究科（文系）の 12 万 3 千円と比較して高い単価設定となっている。このことについては、法科大学院の教育環境等の充実に配慮されたものであると認識している。

このほか、法科大学院における教育・研究活動をより充実した内容で実施するために必要となる資金については、学内の全学裁量経費等を有効に活用するとともに、外部資金を獲得するため積極的に補助金等へ応募申請している。

全学裁量経費等により、平成 20～21 年度は、法務研修生自習室の整備が実現し、平成 21 年度以降は、東京入試・大阪入試の経費も併せて措置されている。

また、追加予算配分以外で、平成 21 年度末に自習室拡張工事、研究室移転、平成 22 年度末に研究室増設工事、課外活動施設新設工事が実施された。

本学では、定期的に学長と部局長（研究科長）が一同に会して、本学の運営に係る事項等を直接話し合う意見交換会が開催されている。その機会を活用して、本研究科の財政上の意見や要望を学長へ直接伝えているほか、年に一度開催される学内組織評価に係る学長ヒアリングや学長による教授会訪問などにおいても、本研究科の現状に基づいた財政上の要望を伝えている。【解釈指針 9－1－3－1】

《別添資料 76 平成 24 年度予算書、決算書

別添資料 77 学長ヒアリング開催通知 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

独立研究科として、厳格な組織運営を実践しており、また、全学の会議などの機会に法科大学院の置かれた状況について学長ほか全学の理解を得る努力をすることによって、教員増員などの人事及び施設の拡充などの予算について、大学本部から適切な配慮及び支援を受けている。

(2) 課題等

入学者の減少に伴って、本研究科の予算規模は縮小する傾向にあることから、全学裁量経費等の一層の活用を図るように努める必要があるほか、外部資金の獲得にも努める必要があると考えている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科の運営のための講義室等は次のとおりである。

(1) 講義室、演習室

講義室として11室、演習室として9室を確保しており、従来から備えられている既存の物品を有効活用している。なお、教室等は、本研究科が主に昼間時間帯に、法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース、大学院社会科学研究科等が主に夜間時間帯に使用しており、使用する時間帯が違うため、夜間を除いて教室確保の問題は生じていない。また、全ての講義室と演習室に情報コンセントを設置し、情報化に対応している。(面積・収容人員等は別添資料23のとおり)

(2) 模擬法廷設備

裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入し、模擬法廷開廷時には傍聴席56席を確保した法廷教室へと設営し、通常は普通講義室として使用する等の工夫をしている。

(面積・収容人員等は別添資料23のとおり)

(3) リーガル・サービスセンター

本研究科の専任教員又は現職の弁護士が一般市民の身近な法律相談に応じるとともに、相談案件を基に授業用教材の開発を行うための施設として、専用プレハブ棟を1室設けている。同センターには、「法律相談事例収録システム」が設置されており、一般市民を対象とした法律相談時の様子を録画記録し、それを基にビデオ教材化する等の教育用教材の開発に活用している。また、名古屋大学を中心とした実務技能教育教材を開発するP S I Mコンソーシアムに参加、共同研究校で蓄積した相談事例及び模擬裁判の様子を閲覧することが可能となっている。今後は、本センターを本研究科の研究の基盤拠点として位置付け、相談案件の解決策の教示のみならず、地域別、内容別等多方面からの調査・分析を実施する等、更に法的研究を発展させるべく構想を検討中である。また、同センター内には、法律関係図書等を備え、閲覧可能な環境としている。(面積は別添資料23のとおり)

以上(1)～(3)について【解釈指針10-1-1-1】

(4) 自習室

在学生用自習室として4室、法務研修生用自習室として1室、それぞれ設けている。(面積・収容人員等は別添資料23のとおりである。) その大半が図書館と棟続きの同じ建物内にあり、移動に要する時間的制約は少なく、利便性は確保されている。集中して勉学

に励むことができるキャレルデスクで統一し、学生のニーズに応えられるよう配慮している。また、室内には、個人ごとの自習机（各室の合計 295 台〔在学生用 210 台、法務研修生用 85 台〕）のほか、個人用ロッカー、書架などを設置している。なお、各自習机には、コンセントを配置するとともに、無線 LAN を配置し、個人の PC からも情報ネットワークに接続可能である。これによって、蔵書検索、資料の取寄せ申込み、学内限定データベースの利用ができるなど、図書館の図書資料を有効に活用して学習できる環境を確保している。そのほか、TKC の利用コンテンツも随時見直しを行い、現在 20 種類の判例等の検索が可能となっている。

なお、自習室の利用時間は、学生の利便性に考慮し、午前 6 時から午後 12 時までとしており、学生の要望を受けて、平成 24 年度後期から、期末試験の前から試験期間中に限り利用時間を午前 2 時まで延長している。【解釈指針 10-1-1-2】

（5）図書館

本学の東千田図書館が東千田キャンパスに設置されており、本研究科専用ではないが、本研究科の教員が図書館運営戦略会議委員としてその運営に参画しており、教育、研究その他の業務に支障なく利用することができる。現在約 39,000 冊の書籍を所蔵しているが、学習に必要な図書については、各教員が必要に応じて補充できるようにしており、そのための予算を確保している。利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までであるが、本研究科専用のコピー機を設置するなど、本研究科学生の利便を図っている。

常勤職員は司書資格を有しており、法律図書館連絡会を通じた情報収集や、各種の研修機会を積極的に活用して、専門資料活用のスキルアップを図っている。

また、入学時には図書館利用オリエンテーションを開催して、講義・研究に必要な資料入手方法を教授しているほか、隨時、データベースの検索法や引用文献管理ソフトの利用法等の講習会を開催などして、学生の文献利用能力の向上に努めている。

さらに、視覚障害者用拡大読書機、DVD 視聴機器を設置しているほか、パソコン利用のための環境を整備し、閲覧席に衝立を設けるなど、適宜改善に努めている。

【解釈指針 10-1-1-3】、【解釈指針 10-1-1-4】、【解釈指針 10-1-1-7】

（6）教員室

教員研究室を 21 室設け、各専任教員につき 1 室を確保している。また、非常勤教員については、非常勤講師控室 1 室を設けている。（面積・収容人員等は別添資料 23 のとおり）各教員室には、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針 10-1-1-5】

なお、教員室とは別に、教員が学生と面談できる独立したスペースは設けられていないが、教員と学生とが面談する場合には、学生のプライバシーに配慮しながら、教員室のほか、演習室を利用している。【解釈指針 10-1-1-6】

（7）その他

事務用機器については、各種の機器を設置しているが、特に複写機については、授業及びその予習・復習等で膨大な資料等を必要とする学生のニーズに応え、年間一定数量の限度内で無償利用が可能なコピー・カードを貸与している。

《別添資料 10 学生便覧 p10（「院生自習室の利用について」ほか）》，

別添資料 23 施設内訳表、別添資料 24 東千田キャンパス構内配置図，

- 別添資料 25 図書館利用案内, 別添資料 26 東千田図書館の図書資料リスト,
- 別添資料 27 東千田図書館設備機器一覧,
- 別添資料 61 運営組織一覧・全学委員会等担当者一覧,
- 別添資料 78 設備機器一覧, 別添資料 79 図書館職員に関する資料,
- 別添資料 80 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則,
- 別添資料 81 広島大学図書館運営戦略会議内規 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

既存の施設を有効活用し、改修整備などの工夫を凝らしながら、教育・研究活動を開している。

図書については、教員が当該専門科目について隨時新刊書を補充するよう図書委員を通じて購入しているほか、年に1回程度、教員が不足図書を網羅的に調査し、一覧表を作成して補充している。

(2) 課題等

夜間における講義室・演習室の使用に大きな制約があることから、午後6時以降は学生が利用できるゼミ用スペース等の確保が極めて困難となっている。そこで、学生数の減少を踏まえ、ゆとりのできた自習室の一部をゼミ用スペースとして利用する方法を検討している。

また、教員室は一応充足しているが、やや狭隘であって、別途、教材・資料等の保管スペースを確保する必要があると考えている。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1.1-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適切な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

本研究科内に評価委員会を置き、自己点検を行っている。評価項目としては、法科大学院評価基準要綱に沿って、①教育課程の編成、②成績評価の状況、③入学選抜の状況、④学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、⑥修了者の進路及び活動状況等について自己評価を行っている。【解釈指針11-1-1-1】

また、自己点検評価の結果については、FD等を通じて、教務委員会、入試委員会等の関係委員会と情報を共有し、関係委員会においてこれを踏まえて改善に取り組むよう努めるとともに、FD等にフィードバックするなどして、全教員による取組みに努めている。【解釈指針11-1-1-1-2】

《別添資料34 平成24年度FD議事要旨、別添資料39 研究科組織図、

別添資料82 広島大学大学院法務研究科評価委員会細則 参照》

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本研究科では、他の法科大学院関係者 1 人、弁護士 1 人のほか、マスコミ関係者 1 人及び産業界関係者 1 人の合計 4 人から構成される外部評価委員会を設置し、毎年度 1 回、外部の評価委員による評価及び意見交換を実施して、その結果を公表している。【解釈指針 11-1-2-1】

《別添資料 83 広島大学大学院法務研究科外部評価委員会細則、

別添資料 84 平成 24 年度自己点検評価書、

別添資料 85 外部評価委員会議事要録 参照》

11-2 情報の公表

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準11-2-1に係る状況)

本研究科は、ホームページ等を通じて、以下の各情報を公開している。

①設置者、②教育の理念及び目標、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤収容定員及び在籍者数、⑥入学者選抜、⑦標準修業年限、⑧教育課程及び教育方法、⑨成績評価、進級及び課程の修了、⑩学費及び奨学金等の学生支援制度、⑪修了者の進路及び活動状況等。【解釈指針11-2-1-1】

なお、各教員が教育上の指導能力を有することを示す資料として、毎年度末に広島法科大学院論集を刊行し（平成25年3月に第9号を刊行），その末尾に、全教員の毎年度の教育・研究活動及び社会貢献等の状況について詳細に明記している。【解釈指針11-2-1-2】

《別添資料1 研究科パンフレット、別添資料2 平成25年度学生募集要項（一般）、
別添資料3 平成25年度学生募集要項（AO）、別添資料4 研究科ホームページ、
別添資料86 法科大学院論集、
別添資料87 広島大学学術情報リポジトリホームページ 参照》

基準 11－2－2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11－2－2 に係る状況)

評価の基礎となる情報のうち、学生の教育及び成績評価等に関する情報については、各教員において責任を持って保管するよう教授会及びF D等において周知しており、各教員はそれぞれ責任を持って保管しているほか、他大学への転任教員が保管していた情報については、別途、保管庫において保管している。また、管理運営及び学生支援等に関する情報については、支援室において、「広島大学法人文書管理規則」及び「広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則」に従って定められた保管期間に応じて、大学全体の情報管理体制のもとに保管している。これらの情報については、評価機関の求めに応じて提出できる状態にある。【解釈指針 11－2－2－1】【解釈指針 11－2－2－2】

《別添資料 88 広島大学法人文書管理規則、

別添資料 89 広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則 参照》

2 特長及び課題等

(1) 特長

必要な情報については、適切に管理され、ホームページを通じるなどして十分に公開されている。また、外部委員による評価において指摘を受けた点(入試会場の増設など)についても改善に取り組んでいる。

(2) 課題等

情報の公開については、広報という観点から一層促進することを検討している。また、情報の管理のうち、学生の教育及び成績評価等に関する情報について、集中的・統一的に管理することを検討したが、保管場所の確保等、困難な問題があるので、さらに検討したいと考えている。

(以上)